

新型コロナウイルス感染拡大に対する神戸学院大学の行動指針（BCP）

2020年6月4日

第17回危機管理対策本部会議決定

活動制限 レベル	授業形態 (対面/遠隔)	研究活動	課外活動他	イベント(式典・各種行事を含む)、学内会議	事務職員、教務職員等の勤務体制	構内の立ち入り	
制限最小	レベル1 外出自粛もしくはイベント等の開催自粛の検討が要請されている状況	感染拡大に注意して、対面による授業を実施する。	感染拡大に注意して実施する。	合宿・バス遠征など「3密」となる活動は中止し、感染拡大に注意して実施する。	感染拡大に注意して必要性の高いイベントのみ実施する。感染拡大に注意し、会議を実施する。	感染拡大に注意して、通常の業務を行う。	感染拡大に注意することで入構可
制限小	レベル2 外出自粛もしくはイベント等の開催自粛が要請されている状況	遠隔授業を推奨するが、対面による授業の場合は、感染拡大に最大限注意して実施する。	自宅での研究を推奨するが、構内において研究活動を行う場合は、感染拡大に最大限注意して実施する。また、研究関係者は学内滞在時間をできる限り減らす。	感染拡大に最大限注意して実施する。(一部活動制限)	原則、イベントは延期または中止する。感染拡大に注意し、会議を実施する。(オンラインによる会議を推奨)	感染拡大に最大限注意しつつ通常の業務を行い、時差勤務体制を実施する。	感染拡大に最大限注意することで入構可
制限中	レベル3 学校臨時休校の検討が要請されている状況あるいは緊急事態宣言が解除後に段階的緩和がされている状況	原則として遠隔授業とする。ただし、対面授業以外で代替できない科目については、適切な感染防止対策を徹底することを前提に、一部対面授業として認めることができる。	代替手段もなく、重要もしくは緊急に実施すべき実験・研究等は、適切な感染防止対策を徹底することを前提に、必要最小限の構内への立ち入りおよび研究活動の実施を認めることができる。	原則、全面禁止(オンラインミーティングの推奨)ただし、適切な感染防止対策を徹底することを前提に、一部認めることができる。	原則、イベントは延期または中止する。感染拡大に注意し、対面会議は必要最小限で実施する。(オンラインによる会議に移行)	感染拡大に最大限注意しつつ業務を行い、時差勤務体制や交代勤務体制による遂行を検討する。一部業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤する職員を可能な範囲で少なくすることを検討する。	入構制限 適切な感染防止対策を徹底することを前提に、一部の許可された施設のみの使用を認める。
制限大	レベル4 学校臨時休校あるいは緊急事態宣言が要請されている状況	原則として、遠隔授業のみとする。	代替手段もなく、重要もしくは緊急に実施すべき実験・研究等は、適切な感染防止対策を徹底することを前提に、最小限の構内への立ち入りおよび研究活動の実施を認めることができる。なお、学生の入室は禁止とする。	原則、全面禁止(オンラインミーティングの推奨)	イベントは延期または中止する。原則、オンライン会議とする。	感染拡大に最大限注意しつつ、時差勤務・在宅勤務・交代勤務体制または自宅待機を実施する。業務を継続するため、一部業務の遅滞、事後処理を許可し、必要最小限の職員が出勤する体制とする。	原則、入構禁止
制限最大	レベル5 都市封鎖が要請されている状況	遠隔授業のみとする。	研究機能の最低限の維持のため、生物の世話、液体窒素の補充、サーバー維持などを目的に、適切な感染防止対策を徹底した上で、教職員のみの一時的入室を許可する。なお、学生の入室は禁止とする。	全面禁止	イベントは延期または中止する。原則、オンライン会議とする。	各キャンパスの保安・保全・業務管理上必要最小限の業務以外は、原則として在宅勤務または自宅待機とする。	入構禁止

<活動制限レベルの設定および措置について>

活動制限レベルの設定および措置は、国内の感染拡大状況、政府等による要請のレベルを総合的に勘案して危機管理対策本部長が決定する。

なお、本行動指針はあくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、措置の変更や上記にない措置を判断することがありうる。